

●平成23年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）		補正額	補正後の総額	付託委員会
公共下水道事業（1）		8億8,802万9千円減	58億4,263万円	建設
寺家地区土地区画整理事業（1）		9,550万円減	4億8,775万1千円	
国民健康保険 （1）	事業勘定	1億5,126万9千円増	148億2,283万7千円	文教厚生
	直営診療施設勘定	399万円増	3,416万円	
介護保険（1）		9,011万9千円増	107億9万8千円	総務
竹仁財産区（1）		180万円増	688万6千円	

委員会での主な意見・質疑応答

〈公共下水道事業〉

Q 西条1号雨水幹線は、何度も工事が中断しているが、今後工事を進めるにあたり、今回の調査ボーリングは十分信頼できるものなのか。

A 幹線工事における事前の調査ボーリングは、国の基準で、概ね200m間隔とされている。昨年工事が中断した後に、更に50m間隔で調査し工事を進めていたにもかかわらず、調査地点の間に約30mの硬い岩盤層があったため、再度工事を中断することとなった。今回追加した調査ボーリングでは、更に5m間隔で調査し、詳細な地質図を作成しており、信頼性は高いと考えている。

Q 50m間隔で調査ボーリングを行った時に、既に硬い岩盤が出ている地点があるが、予測できなかったのか。

A 硬い岩盤層は確認されたが、次の測点で

は下がっていたので、その間で硬い岩盤層がせりあがっているとは判断できなかった。

Q 硬い岩盤を掘削する工法の検討の過程を知りたい。また、経済性の検討はしたのか。

A 工法決定にあたっては、周辺の住民の方々にご迷惑をかけないことを第一に考え、様々な方法を検討した。経済性も検討した上で今回の工法を選択した。



地中を掘り進む掘削機械

【委員会での審査概要】

総務委員会審査

**暴力団排除
条例を制定**

●住居表示の実施に伴う関係
条例の整理に関する条例の
制定

住居表示の実施に伴い、関係する3件の条例を整理し、水道事業の給水区域等の表示をそれぞれ改正するもの。

【全会一致で可決】

●暴力団排除条例の制定

暴力団の排除を推進することにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、市及び市民等の役割を明らかにし、市が行う施策について必要な事項を定めるもの。

主な意見・質疑応答

Q この条例は、実行性の面も持っているがその運用の基準がないにも係わらず、10月1日に施行できるのか。

A 条文には当たり前のこと

が書かれており、それを市民に徹底していこうというものである。啓発等は徐々にはあるが行っている。

Q いろいろな問題が出たときに、対応できる基準等を作る事ができるのか。

A 県の条例に保護措置等の規定があり、連携して取り組んでいきたい。

討 論

〈反対討論〉

・精神的な条項や啓発の意味合いを持ち、同時に市民生活や商行為等の具体的な局面で暴力団を排除しようとする実質的な側面を持っていないが、その運営基準や市民に対する適用、努力義務等の細則が定められていない。

〈賛成討論〉

・酒まつりを控え、東広島市が条例を制定したまちであるということとトラブル回避につながるのであれば、制定は望ましいと判断する。

・市民にもっと関心を持ってもらい、啓発という面を含めて今回制定するべきである。

【賛成多数で可決】

●市税条例等の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、過料の額の上限の引上げ等に係る罰則の見直し、寄附金税額控除の適用下限額の引下げその他所要の規定の整備を行うおとするもの。

主な意見・質疑応答

Q 過料の引き上げが、どの程度本市に影響するのか。

A これまで過料を科したことはないが、過料には抑止効果があると考ええる。

【全会一致で可決】

文教厚生委員会審査

●災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、兄弟姉妹に対する災害弔慰金の支給の順位を定め、所要の規定の整備を行うもので、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用するもの。

主な意見・質疑応答

Q この条例改正は、東日本大震災等によって遡及適用する形になっているが、この改正によって新たに支給対象者となる人は現在本市にいないのか。

A 福祉部において把握している範囲では、現在のところいない。

【全会一致で可決】

●スポーツ振興審議会設置条例の一部改正

スポーツ振興法の全部改正に伴い、「スポーツ振興審議会」の名称を「スポーツ推進審議会」に変更するとともに、所要の規定の整備を行うおとするもの。

【全会一致で可決】

建設委員会審査

●財産の取得

都市計画道路の用に供する土地を買い入れるもの。

・取得する財産
西条町寺家字板橋
23番1ほか4筆

・面積
1万2740・13㎡

・取得価格
6274万647円

・相手方 一般財団法人寺家会

【全会一致で可決】

●市道の路線の廃止・認定

・廃止路線
大河内大沢線ほか2路線

・認定路線
田口東48号線ほか8路線

【全会一致で可決】

●請負契約の締結

平成23年度公園整備事業龍王山総合公園整備工事の請負契約を締結するもの。

・工事の内容
土木一式工事

・契約金額
2億1671万550円

・契約の相手方
大之木建設株式会社

・工期 議会の議決のあった日の翌日から平成24年3月30日まで

【全会一致で可決】